

健康保険・介護保険の保険料率改定のご案内

平成30年3月
加藤会計事務所

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、健康保険・介護保険の保険料率が3月分(4月末納付分)より変更されます。つきましては弊社システムの対応方法について下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

改定内容

賞与に係る介護保険	料率 8.25	7.85
賞与にかかる健康保険	料率 50.55	50.9

改定方法

「助っ人給与」の場合

「社員名簿登録」を開き、各人別に介護料率を7.85に変更する。

「基本データ」を開き、賞与欄の健康介護、右隣の料率を50.9に変更する。

「助っ人経理」の場合

「給与計算」を開き、健康介護保険、右隣の料率を50.9に変更する。

さらに2段下方の料率を7.85に変更する

毎月の給与に係る健康保険・介護保険については弊社システムではその都度変更することになっていきますので、給与に係る健康保険・介護保険は個人別に社保事務所等から提示された保険料額表を確認して社員ごとに直接変更入力する必要があります。但し「助っ人給与」の場合は下記の方法で簡単に変更できます。

上記の料率変更後に、「社員名簿登録」で標準報酬額が正しいかを確認し、「基本データ」で社会保険一括セット(個人別に確認する場合は社保個人セット)をクリックする。

この場合でも保険料については必ず保険料額表で確認してください。